

副本

平成19年（行ウ）第648号ほか 開発行為許可処分差止等請求事件

原告 橋 充自ほか

被告 渋谷区 外1名

準備書面(12)

平成22年7月28日

東京地方裁判所民事第38部合A1係 御中

| | | |
|------------|---------|---|
| 被告渋谷区指定代理人 | 河 合 由紀男 |  |
| 同 | 小 川 賢 一 |  |
| 同 | 小 池 浩三郎 |  |
| 同 | 宮 崎 博 |  |
| 同 | 山 中 昌 彦 |  |
| 同 | 神 田 真理子 |  |
| 同 | 木 下 毅 彦 |  |
| 同 | 吉 澤 卓 哉 |  |
| 同 | 森 田 一 央 |  |

原告らの第31準備書面及び第32準備書面に対する認否・反論

第1 第31準備書面について

1 同準備書面の第2、1、(1)「総論」(2頁24行目～3頁19行目)について

都市計画法に原告ら指摘の規定が存在すること、いわゆる最高裁川崎がけ崩れ判決(平成9年1月28日判決)において原告ら指摘のような判示がなされたこと、平成16年に原告適格の拡大に向けた行政事件訴訟法の改正があったこと、及びいわゆる小田急大法廷判決(平成17年12月7日判決)が都市計画事業認可処分について事業地周辺住民のうち生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがある者にも原告適格を認めたことは認める。

上記最高裁川崎がけ崩れ判決が、都市計画法33条1項7号以外の規定に基づいて開発許可を争う者の原告適格を認めることを否定する趣旨でないとの主張は争う。

2 同第2、1、(1)、ア及びイ(3頁20行目～4頁21行目)は概ね認める。

3 同第2、1、(1)、ウ(4頁22行目～5頁26行目)について

(1) 第1段落(4頁23行目～5頁5行目)について

法33条1項9号が、開発区域内のみならず開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民にも環境上の影響が直接的に及ぶことを当然の前提としているとの主張は争う。同号の趣旨は、自然環境の保全を図ることによって、良好な都市環境を確保しようとするものであって、個々人の個別的利益を保護しようとするものではない。

その余は、概ね認める。

(2) 第2段落及び第3段落(5頁6行目～26行目)の主張は争う。

東京都自然保護条例は、法33条1項9号にかかわる関連法ではない。

4 同第2、1、(2)「各論」(6頁1行目～7頁8行目)について

(1) 第1段落(6頁2行目～12行目)について

羽澤ガーデンの東側に接して南北に走る区道に、渋谷川の支流の一つである「いもり川」が暗渠となって南北に流れていることは否認する。「いもり

川」が暗渠となって南北に流れているのは、羽澤ガーデンの東側に接する区道から約40～50メートルほど東側に並行して南北に走る区道等の下である（乙第9・10号証）。

その余は、概ね認める。

(2) 第2段落（6頁13行目～22行目）について

原告番号1～12、同22～28の19名が、東海豪雨（平成12年9月、総雨量589ミリ、時間最大114ミリ）を想定した浸水予想区域図（甲84の2）において、浸水が予想される地域に居住していることは認める。

上記の原告らが原告適格を有するとの主張は争う。上記の浸水予想区域図は、集中豪雨における浸水の予想を示したものであって、羽澤ガーデンの開発行為とは無関係である。

(3) 第3段落（6頁23行目～7頁2行目）について

羽澤ガーデンが傾斜地にあること、仮に、同地が降雨等により、地盤の軟弱化が起きた時には、羽澤ガーデンよりも低い土地に居住する原告らが、がけ崩れ、地すべり等によって生命、身体等に係る被害を受けるおそれがあることは認める。

上記原告らが原告適格を有するとの主張は争う。上記の被害を受けるおそれは、現状における災害発生のおそれであって、羽澤ガーデンの開発行為に直接起因するものとはいえない。

(4) 第4段落（7頁3行目～8行目）の主張は争う。

法33条1項9号は、個々人の個別的利益を保護しようとするものではない。また、東京都自然保護条例は、法33条1項9号にかかわる関連法ではない。

5 同第2、2、(1)（7頁10行目～8頁2行目）は認める。

6 同第2、2、(2)（8頁3行目～11行目）の主張は争う。